

( 事 務 連 絡 )

令和5年(2023年) 1月23日

保護者の皆様

横須賀市長 上地 克明

新型コロナウイルス感染症により保育所等が  
臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免について(周知)

日ごろから、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応について、内閣府・厚生労働省より通知がありました。

これに伴い、これまで、保育所等が臨時休園等をした場合に、日割り還付を行ってきた利用者負担額については、令和5年4月以降、日割りによる減免が廃止されることとなりましたのでお知らせいたします。

今後も、感染拡大へのご理解とご協力をいただけますよう、よろしく願い申し上げます。

変更内容・時期

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
利用者負担額の日割り減免	臨時休園や、園児本人が陽性・濃厚接触者となった場合等、 <u>登園できなかった期間の利用者負担額(保育料)の日割り減免を行う。</u>	臨時休園、園児本人が陽性・濃厚接触者となった場合でも、 <u>登園できなかった期間の利用者負担額(保育料)の日割り減免は行わない。</u>

事務担当

横須賀市子育て支援課

施設支援係(特定教育・保育施設、認可外保育施設) 電話：822-8224

入園係(利用者負担額の減免等) 電話：822-9728

保育係(家庭的保育事業所) 電話：822-9004